

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成30年5月18日

秋田県監査委員 柴田正敏
 秋田県監査委員 渡部英治
 秋田県監査委員 石塚博史
 秋田県監査委員 川村和夫
 29財 ——— 331
 平成30年4月17日

秋田県監査委員 柴田正敏
 秋田県監査委員 渡部英治
 秋田県監査委員 石塚博史
 秋田県監査委員 川村和夫
 様

秋田県知事 佐竹敬久

財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成30年3月16日付け監委－826で報告のあったこのことについて、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

監査箇所名	田沢湖高原リフト株式会社	所管課名	観光戦略課
監査年月日	平成30年1月17日		
(指摘事項)			
1 食材に係る冬期シーズン前の業者選定は稟議書により、社長決裁を得る必要があるが、それを行っていないので、今後は適切に処理すること。			
2 秋田県菅玉川園地駐車場において、業務の一部について第三者にその実施を委託しているが、管理に関する基本協定書に規定する県の承認を受けていないので、今後は適切に処理すること。			
(所管課措置事項)			
1 今後の業者選定では、稟議書により、必ず社長決裁を得るよう指導するとともに、指導内容を遵守しているか適宜確認を実施してまいります。			
2 平成30年度の一部委託について、自然保護課から承認を受けさせました。今後も引き続き、県の承認を受けるよう、自然保護課と協力し、適切な処理に向け指導してまいります。			
監査箇所名	由利高原鉄道株式会社	所管課名	交通政策課
監査年月日	平成30年1月17日		
(指摘事項)			
会計規則に規定している伝票への会計責任者の押印を実施していないので、今後は適切に処理すること。			
(所管課措置事項)			
伝票への会計責任者の押印について、会計規則の規定を遵守し適切に処理するよう指導するとともに、定期的に確認を行ってまいります。			
監査箇所名	地方独立行政法人秋田県立病院機構	所管課名	医務薬事課
監査年月日	平成30年1月26日		

(指摘事項)

リハビリテーション・精神医療センターの食事提供業務委託契約において、契約書とは別の覚書により食材料費が基準を上回った場合は機構が別途支払いをする旨を受託者と取り交わしているが、入札条件に示されていない内容であるため、今後は適切に処理すること。

(所管課措置事項)

ご指摘のあった年度以降の食事提供業務委託契約については、公募型プロポーザル方式による複数年契約を締結のうえ、食材料費が基準を上回った場合は受託者負担と明記しております。

今後は法人の諸規定を遵守し、適切な事務処理に努めるよう引き続き指導してまいります。